



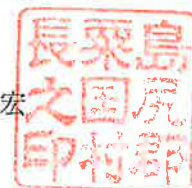
栗国村一般競争入札公告第 9 号

一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札（郵便入札）を次のとおり実施する。

令和 8 年 6 月 19 日

栗国村長 上原 一宏



1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : 栗国島農業活性化事業散水車賃貸借契約
- (2) 履 行 場 所 : 栗国村土地改良区（全域）
- (3) 履 行 内 容 : 散水車のリース
- (4) 履 行 期 間 : 令和 8 年 7 月 15 日（水）から令和 9 年 2 月 28 日（日）まで

2. 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たす者を、入札参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にあるものでないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないもの
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないもの
- (5) 沖縄県内に本社、支社等を有すること。
- (6) 国または地方公共団体発注の事業において、元請けとして過去 2 年間以内にリースが完了した（同等）の契約実績を有すること。

3. 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、本業務に係る一般競争確認申請書その他関係書類(以下「確認書類」という。)を(2)~(4)に定めるところにより提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。提出期限までに確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められるもの者は入札に参加することができない。

(2) 確認資料の提出期限

令和 8 年 6 月 26 日(金) 必着

※事前に FAX 若しくは下記 9 の担当者あてに E メールでの提出可

(3) 確認資料の提出場所

〒901-3792

沖縄県島尻郡粟国村字483番地

粟国村役場 経済課

(4) 確認資料の提出方法

郵送又は持参いずれかにより提出するものとする。

(5) 提出期限後、提出した確認資料の差替え又は訂正等は認めない。

(6) 入札参加資格決定通知書の送付

令和8年6月30日（火）に郵送にて通知

4. 確認資料について以下に示す。提出部数は1部とし、公共機関から発行される証明等は3か月以内に取得したのものとする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

(2) 企業概要説明書（様式2）

(3) 契約実績一覧表（様式3）

(4) 履歴事項全部証明書（複写可）

(5) 決算書（直近2年分）（複写可）

5. 最低制限価格有・無

無し

6. 郵便入札について

(1) 入札書の郵送方法

① 郵便入札に参加しようとする者は、入札書、内訳書その他必要な書類(以下「入札書等」という。)を一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、入札書の到達期限までに到達するよう郵送するものとする。

② 6.(1)に規定する入札書等を郵送する場合は、二重封筒によるものとし、入札書等を中封筒に入れ封印し、中封筒には入札参加者名、入札件名、開札日及び入札書等が在中である旨を記載し、郵送用の外封筒に同封するものとする。

③ 6.(1)②の郵送用の外封筒には、宛名は「粟国村役場 経済課」とし、入札参加者名、入札件名、開札日及び入札書等が在中である旨を記載するものとする。

④ 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を6.(1)②による郵送用の外封筒に同封するものとする。

(2) 入札書の到達期限

① 令和8年7月8日（水）午後5時までとする。

② 第1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合の第2回目の入札書の提出期限は令和8年7月15日（水）午後5時までとする。

(3) 入札書の送付先

上記 3.(3)と同じ

(4) 入札の回数

- ① 郵便入札に付した場合の入札回数は、2回までとする。
- ② 第1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合は、6.(2)②で指定した第2回目の入札書の到達期限までに入札書を郵送するよう入札参加者に通知するものとする。

(5) 開札の日時及び場所

令和8年7月9日(木)午後1時

栗国村役場 2階 会議室

(6) 郵送入札の条件に反した入札書を無効とする事項

次の①～⑩のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 公告等により指定した入札書の到達期限までに到達しなかった入札(入札を延期した場合を除く。)
- ③ 入札保証金の納付を要する入札において、6.(1)①による書類の同封がされていない入札又は入札保証金が所定の額に達しない入札
- ④ 入札者の記名押印がない入札
- ⑤ 同一入札について入札者が2通以上の入札書を提出した入札
- ⑥ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ⑦ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- ⑧ 6.による郵送方法によらない入札
- ⑨ 明らかに不正によると認められる入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

7. 入札保証金に関する事項

一般競争入札に参加しようとするものは、その者の見積もりに係る入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札(契約)保証金納付書により納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の5に規定する資格を有する者の過去2か年の間に栗国村、国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札保証金は、入札終了後入札(契約)保証金還付請求書を受けて還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。この場合、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (4) 落札者が正当な理由がなく村長の指定する期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は本村に帰属する。

8. 開札の立ち会い

- (1) 開札する場合は、当該入札に関係のない職員が1名以上立ち会うものとする。
- (2) 郵便入札に参加する者で、開札の立会いを希望するものは、あらかじめ、開札立会人希望申出書(様式第1号)により発注担当課に申し出るものとする。
- (3) 契約担当者は、8.(2)の規定による申出が複数あった場合においては、当該申出のあった者のうち2人まで立ち合わせることができるものとする。
- (4) 8.(2)による申出をした者が都合により当該開札に立ち会うことができない場合は、代理人を立ち合わせることができるものとする。この場合において、当該代理人は、開札立会人委任状(様式第2号)を提出するものとする。

9. 開札

- (1) 開札は、6.(5)により指定した開札の日時及び場所において行うものとする。
- (2) 開札の結果、落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、8.(1)による職員がくじを引き、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

10. 入札の延期等

- (1) 契約担当者は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

11. 入札の結果通知

- (1) 契約担当者は、郵便入札により落札者又は落札候補者を決定した場合は、速やかに入札参加者にその旨を通知するものとする。

12. 担当

- (1) 粟国村役場 経済課
- (2) 担当者 我那覇
- (3) 連絡先 TEL098-988-2258 FAX098-988-2464
E-mail : nougyoushinkou@vill.aguni.okinawa.jp

13. その他

- (1) その他詳細は、入札説明書及び粟国村郵便入札実施規定による。